

6月定例会では、3議員から5項目の質問がありました。

一般質問

一般質問目次

佐藤久哉 議員

- 今任期中の具体的事業計画を示せ
- 環境の森を創設してはどうか

中右龍夫 議員

- 特別支援教育はどのように実施されているか

篠原眞稚子 議員

- 休校中の相生小学校の利活用をどう考えるか
- 幼保連携の見通しは



佐藤議員

町長は、昨年12月の就任以来、人事体制の再編、まちづくり懇談会等による情報収集や意見の交換を行つてこられました。そろそろ具体的な施策についてお伺いしたいと思います。今後の津別町を考えると、交付税の削減等に起因する歳入減、少子高齢化により加速度のついた人口減といった大きな問題を

町長は、3月の定期会で自主自立計画の推進が当面の責務と答弁されました。また、具体的な構想は概ね理解できても、制度や整備計画の具体案が示されません。今年の統一地方選はミニフェスト選挙とも呼ばれ、各自治体の首長はそれぞれのマニフェストを掲げ、首長の座につきました。佐藤町長にも、失礼ですが、遅れてきたただきたい。

の今任期の平成22年12月までの間に総合計画につながる形で具体的にどのような事業計画を考えているのかは、町民も、私も、最も関心のあるところであり、聞きたいことがあります。



まちづくり懇談会

Q 今任期中の具体的事業計画を示せ

A 歩いて暮らせるまちづくりを行つていきたい

町長 まず、津別町の人口減少に向けて「歩いて暮らせるまちづくり」というのを進めたいと考へています。国の推計で23年後の人口が約3千人になるということですので、厳しい財政状況を抱えていますが、協働のまちづくりの歩みを止めるわけにはいきません。津別町の長期的な計画は、平成22年度から第5次長期総合計画の中で示されると思いますが、町長の今任期の平成22年12月までの間に総合計画につながる形で具体的にどのような事業計画の議場の建物を複合施設化し、図書館を持つべきたり、お年寄りの交流の場を設けたり、障害者の運営する喫茶店を設置してはという案もござります。しかしながら実現の

つていきたいと考えています。

2点目ですが、公共サービスのあり方の問題です。どこまでが公共サービスの分野で、どこまでが役場が対応すべきなのかという検討を進めています。

これは定員管理計画と照らし合わせながら進めていきたいと考えています。

3点目ですが、格差社会への対応の必要があると考えています。確かに町の財政は困難な状況にあります。町のいわゆるセーフティーネットというものをつくり上げいく必要があると考えています。



ためには、財政推計や現在の施設機能の移管先などの問題を解決しなければなりません。そのためには、平成3年

に作られたHOPE計画、平成8年の生き生きとべつ整備事業基本構想などの過去の取り組みの評価を行って、それ

も含めて拡大したいと考えています。日本人に限定せず、台湾の二水郷も含め交流人口の拡大に努めていきたいと考えています。

最後の5点目ですが、町職員の資質の向上に努めたいと思います。誰のために仕事をしているのかというのを自覚し、課題を解決していく力をつけてもらいたいと考えています。

いずれにしても、今年度は検討期間と自分の中では位置づけており、できるものは来年度から順次進めていきたいと考えています。

環境の森を創設してはどうか



平成12年から2ヶ年で植樹されたミレニアムの森（上里）

佐藤議員 津別町の森林の保全管理の形について質問い合わせます。2005年に発効となつた京都議定書による温室効果ガス排出量削減はグローバルな問題ですが、津別町のような小さな町にとつても重要な問題だと考えています。現状において我が国は、2012年度までにCO₂、

6割削減のノルマの達成は憂慮すべき状態です。目標値達成のためには住民や地方自治体主導型の運動に転換していくことが必要だと思います。私が提案する「環境の森」とは、津別町が保有する町有林を1千360haを企業や民間の資金を導入し、植栽や保全管理を行っていくという考え方です。現在津別町の町有林は、施業計画に基づいて管理されていますが、年間4千500万前後の予算が投入されています。これを森の命名権や肖像権の特典を与えて、企業や民間の

スポンサーを広く全国から募集中、活性化と同時に環境保全の啓蒙を行っていくというのはどうでしょうか。事業が軌道に乗れば、民有林を含め1万haの事業規模に拡大してもよいと思います。愛林のまちを宣言している津別町にとって森林の育成、保全は重要な事業であり、さらに進めて全国に向けて環境保全のオピニオンリーダーとなっていくことは意義深いことだと考えますし、町の歳入を補うというメリットも生じます。町長の考え方を伺いたい。

今後検討していきたい

町長 提案の環境の森については都市と山村の交流、循環型林业の確立、財政などの点でのメリットが考えられるが、伐採期における命名権や肖像権などは、法的にクリアしなければならない問題があり、今すぐというのは難しい。しかし、現在の森林造成や管理のあり方にについて見直していきたいと考えおり、今後、他の森林管理の計画とあわせて検討していく